

○丹波篠山市国内都市交流推進事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

要綱第14号

改正 平成28年3月30日要綱第16号

平成29年3月28日要綱第23号

平成30年3月31日要綱第32号

平成30年6月29日要綱第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、姉妹都市である愛知県犬山市、愛媛県愛南町及び災害時相互応援協定を締結した市町のうち、本市とゆかりのある7市（千葉県館山市、秋田県大館市、岐阜県郡上市、山形県鶴岡市、岐阜県高山市、高知県宿毛市及び大阪府泉佐野市。以下「国内友好都市」という。）との市民間での様々な相互交流が活性化することを目的に、丹波篠山市内（以下「市内」という。）の事業者又は市民団体に対し、予算の範囲において、丹波篠山市国内都市交流推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民団体」とは、産業振興、観光促進、社会福祉、文化教育、まちづくり又はこれらに準ずるものの研究及び推進を目的とする団体で、その活動の拠点が市内にあるものをいう。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象及び額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者の概要書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業実施状況報告書（参加者名簿並びに交流活動内容が分かる書類及び写真）

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の額の確定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第18条に規定する補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出された日から起算して1か月以内に申請者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又はすでに交付を受けた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第23号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日要綱第32号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日要綱第62号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
(1) 市内の事業者又は市民団体で、姉妹都市又は国内友好都市に出向き、事業（催し・交流）を行うもの	物品輸送費、店舗使用料、販売員経費、出店登録費、関係者交通費、宿泊費等（飲食経費等を除く。）	補助対象経費の3分の2以内。ただし、20万円を上限とする。
(2) 市内の事業者又は市民団体で、姉妹都市又は国内友好都市に出向き、関係する団体等について視察研修等を行うもの	交通費等	10名以上の団体とし、参加者数に3,000円を乗じた額とする。ただし、1事業者又は1市民団体当たり、1会計年度につき1回とする。
(3) 市民団体で、姉妹都市又は国内友好都市の訪問団を受入れ交流事業等を行うもの	交通費・交流事業経費（懇親会等飲食費、宿泊費を除く。）等	10名以上の団体とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし5万円を上限とする。（1市民団体当たり、1会計年度につき1回とする。）
(4) 市内の旅行業者（市指名登録業者に限る。）で、姉妹都市又は国内友好都市訪問を企画するもの	企画、募集、広告等に係る費用。ただし、10人以上の団体旅行に係るものに限る。	1回当たり3万円。ただし、1旅行業者当たり、1会計年度につき5回を限度とする。
(5) 市内の事業者又は市民団体で、市長が適当と認めるもの	国内都市交流推進事業に係る経費で、市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める額